

規 則

住宅宿泊事業法施行条例施行規則をここに公布します。

平成三十年三月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第四十二号

住宅宿泊事業法施行条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、住宅宿泊事業法施行条例（平成三十年三重県条例第二号。以下「条例」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(添付書類)

第二条 条例第三条で規定する知事が別に定める書類は、申告書（別記様式）とする。

(学校等の周辺地域において制限を行う期間の例外)

第三条 条例第四条第一項の表の下欄のうち、学校等の周辺地域において制限する期間で知事が別に定める日は、学校等の都合により授業及び保育を行う日が変更されたため、宿泊させようとする日が、住宅宿泊事業を制限する期間となった日とする。

(制限を行う区域及び期間から除外するための手続き)

第四条 前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合においては、条例第四条第一項で規定する区域及び期間から除外することができる。

- 一 市町長から要請があつた場合において、別に定める要件等により妥当性を検討し、知事が適当と認めた場合
- 二 その他知事が認めた場合
- 2 知事は、前項の規定により除外するときは、その旨を告示するものとする。
- 3 前二項の規定は、除外した区域及び期間の変更について準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行に関し必要な手続きその他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。